

広島県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道草木高光線	神石郡神石高原町高光字宮之前日南田三二七二番一 地先から 神石郡神石高原町高光字須田丸代田一六六九番一 地先まで	平成二十六年三月二五日